

木島平村田舎暮らし体験住宅 利用に関する誓約書

木島平村長 様

私及び家族は、木島平村田舎暮らし体験住宅（以下「住宅」といいます。）の利用にあたり、木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例に定められている事項のほか、以下の項目について遵守します。

なお、村長から利用の承認の取り消し、又は利用の中止を命じられた場合は、速やかに退去するとともに、異議は申し立てません。

1. 利用申込書に記載した私及び家族以外の者を利用させません。
2. 利用料金の納付については、利用開始日、又は月をまたぐ利用の場合はその月の初日にその月の利用日分を納付します。なお、自己の都合で利用期間中に利用しない日があっても、既に納付した利用料の返還及び減額を求めません。
3. 利用開始時に備え付けた消耗品が終了及び消耗したときは、必要に応じて自己の負担において補充及び交換します。
4. 利用にあたっては環境に配慮し、電気・水道・灯油等の使用は必要最低限とします。
5. 火災及び盗難の予防に万全を期し、外出及び就寝のときは、必ず施錠するなど住宅を善良に管理します。また、冬期間は、水道の凍結及び灯油漏れ事故に十分注意し、事故が発生した場合は速やかに村長へ報告します。
6. 住宅、設備、備付けの器具、備品等（以下「住宅等」という。）は適切に使用及び取り扱い、破損及び住宅の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告します。
7. 爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物は持ち込みません。
8. 施設内外の清掃、除草、除雪等を適宜行い、住環境の整備に努めます。
9. 利用期間中に発生したごみは、木島平村のごみ分別ルールに則り、全て適正な方法により処理及び提出します。
10. 住宅の利用に関し、次に掲げる行為は行いません。
 - (1) 物品の販売及びこれに類する商行為
 - (2) 寄附の募集その他これに類する行為
 - (3) 政治活動又は宗教活動
 - (4) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
 - (5) 居住の用以外に使用する行為
11. 住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を村長に返却します。
12. 私及び家族の責めに帰すべき理由によって住宅等の修繕が必要となったときは、村長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担します。
13. 上記の他、規定されていない事項については、村長につど確認し、その指示に従います。

年　　月　　日

住　　所

申込者自署